

特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会  
福祉サービス第三者評価事業評価機関倫理規程

(総則)

- 第1条 特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会福祉サービス第三者評価事業評価機関(以下「本会」という。)は、常に公正・中立な立場で福祉サービス第三者評価機関として第三者評価事業(以下「評価事業」という。)を実施するため倫理規程を定め、実践するものとする。
- 2 本規程において、本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所を「評価事業所」という。

(使命及び責任)

- 第2条 本会は、福祉サービス利用者(以下「利用者」という。)に対しては、利用者にとって最適な福祉サービス事業所(以下「事業所」という。)を選択できるようなサービス情報を提供し、また、事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるよう、客観的な立場による評価事業を提供することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。
- 2 本会は、第1項の使命の達成にふさわしい第三者評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

(公正)

- 第3条 本会は、評価事業の実施にあたり、評価事業所または利用者に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

(人権の尊重)

- 第4条 本会は、評価事業を実施するにあたり、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意志に十分配慮し、人権を尊重する。
- また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼または一部の業務委託をした場合には、当該外部者が利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(目的外使用の禁止)

- 第5条 本会は、第三者評価機関として情報を収集する場合、評価事業実施に必要な最小限の情報のみ収集し、収集した情報を評価事業以外の目的には決して使用しないものとする。

(漏洩の禁止)

- 第6条 本会は、評価事業を実施する上で知り得た、サービス利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)並びに本会が評価事業を実施する評価事業所に関する情報を第三者に漏洩しない。

また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼または、業務の一部を委託した場合には、当該外部者が知り得た利用者等並びに評価事業所に関する情報を、第三者に漏洩しないように適切な指導を行うものとする。

なお、この守秘義務は本会と評価事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

(評価事業所への報告)

第7条 本会は、評価事業を行うなかで実施した利用者調査及び自己評価における評価事業所の各職員の評価結果については、記入者が特定されないように加工した上で評価事業所に報告するものとする。

また、実際に使用し、回答の記入された個別の調査表については、評価事業所やその他の第三者に漏洩しないように、評価終了後に破棄する等の処置を行う。

(訪問調査利用者等情報等)

第8条 本会は、評価事業を実施するにあたり、原則として訪問調査の際、利用者等に関する情報が記載された書面は、訪問調査先で確認することとし持ち帰らないものとする。

(訪問調査評価事業所情報等)

第9条 本会は、評価事業所に関する情報が記載された書類については、第3条に定める回答の記入された利用者調査表及び評価事業所の職員の自己評価表を除き、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし、持ち帰らないものとする。

ただし、評価事業所の同意がある場合は、この限りではない。

(窓口の設置)

第10条 本会は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、評価事業所、利用者及びその家族に周知する。

(評価契約の締結)

第11条 本会は、本会と評価事業所との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係を生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該評価事業所と評価契約を締結しない。

(評価事業所との関係)

第12条 本会は、評価契約を締結している評価事業所との間において、評価の中立・公正を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

(配慮義務)

第13条 本会は、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、評価事業所に業務上の不必要的負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(紛争の防止)

第14条 本会は、評価事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは宮城県福祉サービス第三者評価推進機構(以下「推進機構」という。)に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

(推進機構との関係)

第15条 本会は、評価事業実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、推進機構の指示を遵守するものとし、推進機構が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成19年8月15日から施行する。